

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の輸入の許可
概 要	火薬類を輸入しようとする者は、火薬類輸入許可申請書に火薬又は爆薬にあってはその成分及び配合比、火工品にあってはその構造及び組成を記載した書類を添えて陸揚地を管轄する市長に提出し、許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第24条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	申請に係る火薬類の輸入の目的が明らかであり、かつ、その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 ・ 輸入煙火の取扱いの適正化について （昭和42年9月12日42化局第426号） ・ 実包、空包等の火薬類の取り扱いについて（通達） （昭和43年9月3日43化局第435号） ・ がん具煙火の自主検査の受検の促進及びがん具煙火の輸入手続等について （昭和53年5月10日53立局第260号） ・ 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の運用及び解釈の基準について （平成9年9月25日立局第1号） ・ 火薬類取締法第24条（輸入）に係る解釈について （平成12年11月13日立局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬類を輸入しようとするとき
提出方法	火薬類輸入許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの4通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	申請に係る火薬及び爆薬の数量が25kg以下の場合 12,000円 その他の場合 25,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	